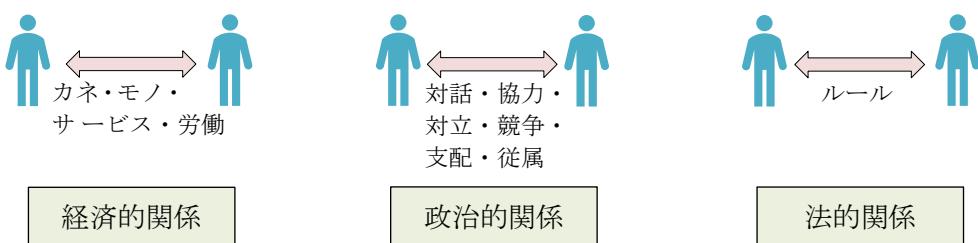


メディアスクーリング  
法学(日本国憲法)  
【第1回】

# 憲法の意義と機能

## 1 社会と法

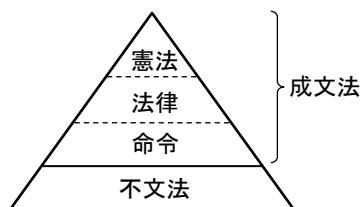
- 人間は単独では生存できず、何らかの集団 (=社会) をつくるねば生きていけない。  
(cf. 「人間は社会的（政治的）動物である」(アリストテレス) )
- 社会 = 一定のまとまりを持った人間の集団  
e.g. 家族、学校、会社、地域、国家 … etc.
- 社会における人間関係には様々なものがあるが、このうち社会科学では、特に社会における経済的関係、政治的関係、法的関係に着目してきた。



- 社会には必ず一定のルールが生まれる。(cf. 「社会あるところに規範あり」)
- 社会生活上のルール = 社会規範  
e.g. 流行、習俗、風習、宗教、慣習、道徳、法 … etc.

## 2 国家と法

- 法の特色 ⇒ ①国家単位、②強制性、③裁判規範性
- 国家における強制的な社会規範 = 法 (法規範)
- 法の分類 ⇒  $\begin{cases} (1) \text{成文法 (憲法・法律・命令)} \\ (2) \text{不文法 (慣習法・判例法・条理)} \end{cases}$
- 憲法の位置づけ = 法体系の最上位にある最高法規



### 3 憲法の機能・目的

- ・国家の統治は、国家権力によって強制的に行われる。
- ・憲法がなかった時代（前近代）  
国家権力は無制限
- ・前近代国家から近代国家への移行  
⇒ 国家権力を制御するための法の登場



- ・憲法の機能・目的 = 国家権力の制御
- ・憲法によって国家権力を制御するという考え方 = 立憲主義

### 4 憲法の構成要素と特質

#### ●憲法の構成要素

- ・憲法にどのような内容を規定するかは、国によって異なるが、主要な立憲主義国家の憲法は、人権保障、権力分立、民主主義という3つの基本的な内容によって構成されている。

$$\boxed{\text{立憲主義的憲法}} = \boxed{\text{人権保障}} + \boxed{\text{権力分立}} + \boxed{\text{民主主義}}$$

※人権 = すべての人に普遍的に認められる基本的な権利。

※権力分立 = 国家権力の作用を立法・司法・行政の三作用に区分し、それぞれの作用を異なった国家機関に担当させるとともに、各国家機関を相互に抑制関係に置き、権力の集中を防ぐという仕組み。

※民主主義 = 国民の意思に従って国家の運営を行うという考え方、またはその考え方に基づいた政治体制。

- ・この3要素のうち、特に人権保障と権力分立が憲法の中核的内容であるとされる。
- ・1789年に制定されたフランス人権宣言は、人権保障と権力分立が憲法の核心的内容であることを宣言した歴史的文書として有名である。

cf. 1789年フランス人権宣言 16条 権利の保障が確保されず、権力の分立が定められていない社会は、すべて憲法を持つものではない

- ・憲法典のうち  $\left\{ \begin{array}{l} \text{人権保障について定めた部分} = \boxed{\text{権利章典}} \text{ (権利宣言 / 人権宣言)} \\ \text{権力分立と民主主義について定めた部分} = \boxed{\text{統治機構}} \text{ (国家機構)} \end{array} \right.$

### ●憲法の特質

- ・立憲主義的憲法は、他の法規範と比較して以下のような特質を有する。  
 $\Rightarrow \left\{ \begin{array}{l} \text{①人権保障の基礎法 (自由の基礎法) としての性格が強い} \\ \text{②国家に対する制限規範としての性格が強い} \\ \text{③国家の最高法規である} \end{array} \right.$
- ・これらの性質を有する法は、憲法という名称であるか否かにかかわらず、立憲主義的憲法といえる。(cf. ドイツ基本法)